



第19号
57.7.1

会報 やまぐち

発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口225975
発行者
会長 三好敏夫
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口221712

目次

- ・総会を終えて 会長 三好敏夫 (2)
- ・57年度定時総会開催される…
祝辞 山口地方法務局長 小林勇喜 (5)
- 第35回定時総会盛会裡に終了 総務部 (6)
- ・嘱託登記の証紙無貼付は報酬規定違反 公嘱委員長 古屋明 (7)
- ・企画委員会との協議について 企画部 (8)
- ・図根点設置に関し愛媛会を迎えて 徳山支部 三吉任 (9)
- ・「表示登記の日」無料相談所を開設 10
- ・土地と境界(1) 徳山支部 原田美三男 (11)
- ・地名のたのしみ(4) 下関支部 前田博司 (12)
- ・支部研修だより “ 清水靖士 (13)
- ・赤ちょうちんと高級酒場 徳山支部 宮崎晴雄 (14)
- ・新入会員の紹介 (17)
- ・お知らせ (19)

毛利邸庭園(防府市)



総会を終えて

会長 三好敏夫

第三十五回定例総会を終えて、私も一年を加へた。役員各位の御苦勞に対して感謝いたします。私は会長挨拶の中で、会員が適正な報酬額の運用を図ることを今年度の重点目標としたい旨を申しました。経済社会は高揚時代から停滞に、停滞から後退時代に入っております。申請人に対しては、事件を開拓して行かなければならない時代になった。どの産業も同じように同業者でしのぎを削っている。良い製品を安く売ることには奔走している。吾々の業務は公益性の名のもとに報酬がおさへられ会則で定められ調査士法が監視している。報酬の高低で事件を誘致するところがあってはならない。会員は、業務の研鑽に意欲を燃やし、登記簿の表題部を吾々の手で正確さを期する方策を研究することに没頭して頂きたい。

各支部の総会も盛会のうちに有意義に行われ年毎に支部が充実して行くことを肌と感じた。私は六月五日徳山支部、十二日山口支部、十九日宇部支部に伺い、親しく支部会員と接することが出来た。各支部役員が交替される毎に、前役員の名所を踏

襲され又新しい試みを行ってみる等、苦心のあとをうかがうことが出来た。

六月十・十一日新本副会長と日調連の総会に参加した。私が会報やまぐち十七号に全国会長会議の報告を書いておりますが、総会は日調連の役員の大編改選後一年間の成果の発表であった。各部長共その勉強振りには敬意を表するものがあつた。水上総務部長はさすが重任の責務を見せ、加藤経理部長、三浦広報部長の報告は当を得たものであつた。榎谷企画部長は病氣空白もあつて成果があがつていなかった。買議に入つて私は調査実務要領について五十五年度日調連重要指導事項であつたものを企画部長が代つたために、指導方針が代るといふことは連合会に対する不信につながると結問した。五十六年度決算承認には時間はかからなかつた。五十七年度事業計画に入つて、多田会長から四項目重点事業に取組むことの説明があつた。一、報酬改定促進。二、公嘱受託法人化早期実現。三、十七条地図整備。四、自家共済全会員加入。山口会が訴へ続けたことが浸透してきたと思いたい。企画部長は会員の実態調査を行

う旨を述べられた。近く調査票が会員に届くであろうから協力して頂きたい。さて、一連した総会を終えて、執行部は何れも、組織の充実発展を図る手段を模索している。周囲が建設的に助長包容しているところは美しく充実している。総会で構成員から意見が出ない場合は、発展的構想を練ることが出来ないから、意見をどうして多く引出すかも技術である。が何と云つても、会議は出席することから始まる。日調連の総会は構成員の旅費日当を全会員が負担しているから一〇〇%出席である。支部総会は最も身近であるが欠席される会員が増えるような気がする。県の総会ともなると、義務意識より自己本位意識が働くようである。「調査士は調査士会に加入しなければ業務を行うことが出来ない」。およそ憲法に反しないかと思われる強制加入の制度を会員に徹底的に浸透させて一〇〇%出席を強要するか、或は欠席会員は不利益を見る制度例えば総会費について欠席会員が自省する制度を考へるか、執行部は判断に苦しむ所である。

多田連合会会長は、強制加入の精神を会員指導に導入することに消極的である。私もどうやら、あたらず、さわらずのやり方の方である。支部会員にはそんな「ぬるい」やり方に怒りを表わす意見があつた。来年度の県総会は、変った趣向を考へるこ

ととなるであろう。それが会の発展につながると思うから。

多田連合会会長の今年度事業目標に報酬改定がある。私は冒頭に書いたように報酬の適正運用を目標としたい。強制加入の精神を会の発展のためにつかいたい。本誌に分筆登記一件当りの報酬について分析表を掲げました。適正な報酬をとるには、それだけの知識と技術を駆使しなければならぬ。申請人は報酬の安い所に集るものではない。信用の高い所に頼ってくるものである。適正な報酬を運用する者こそ、信用が高いものである。技術が低いから知識に欠けているから、報酬を人並にとることが出来ないという考えがあつたら、みじめであり情けないであろう。やはり各支部とも平均報酬より低い者がいるから、他の者の足を引張るわけである。会長の強権発動を試みる覚悟を理解して頂きたい。知識、技術の向上は会員個々に研鑽すべきもので、会は最低の線を引上げるこゝとしか出来ない。調査士の大きななみは、機械器具の長足の進歩である。

そのために理論の構成もかわってくる。会としての指導の難かしさ、一人での研修のむづかしさ故にグループでの研修を推奨したいところである。五回の総会に出席して、何もかも動いている実感が大きかつた。今後ますます同志が集る機会を多く持つて切磋琢磨してゆきたいものである。

昭和56年間年計報告集計表

① 報酬額別内訳 (総合計より)	56年度	人数	%	② (申請手続のみ)	土 地			建 物		
					支 部 (管 理)	1人当りの平均件数	1人当りの平均報酬額	1件当りの平均報酬額	1人当りの平均件数	1人当りの平均報酬額
50万以下	43	15.6		岩 国	50	1,420,381	30,890	51	1,706,291	33,370
100万 "	27	9.8		徳 山	54	2,274,068	41,785	59	2,090,408	35,396
200万 "	42	15.2		山 口	70	2,024,090	28,571	73	2,397,405	32,475
300万 "	37	13.4		萩	59	1,777,897	29,699	56	1,788,560	31,939
400万 "	22	8.0		宇 部	73	1,844,666	25,239	63	1,830,963	28,880
500万 "	22	8.0		下 関	56	1,620,221	28,690	66	2,369,604	35,521
1,000万 "	47	17.0		総 計	60	1,840,566	30,617	63	2,077,798	33,149
1,500万 "	24	8.7		全 国	51	2,328,398	45,690	66	2,658,191	40,071
2,000万 "	8	2.9		中国ブロック	55	1,696,196	30,593	58	1,949,977	33,900
2,000万以上	4	1.4		広 島 県	54	2,054,364	38,021	63	2,247,480	35,726
報 告 数	276	100		岡 山 県	50	1,248,281	24,961	49	1,547,312	31,797
				鳥 取 県	57	1,550,768	27,291	48	1,589,315	32,949
				鳥 根 県	63	1,628,150	25,904	62	2,155,650	34,804

(日調連と山口会資料)

昭和56年分筆登記申請集計表

	会 員 数	事 件 数	報 酬	1件当り報酬	全 国 位	1人当り件数	1人当り報酬
徳山支部	52	1,366	92,754,118	67,901		26	1,783,733
岩国 "	53	1,016	52,860,304	52,027		19	997,364
山口 "	51	1,565	76,168,973	48,670		30	1,493,509
"	22	566	27,738,743	49,008		25	1,260,851
宇部 "	45	1,348	59,571,310	44,192		29	1,323,806
下関 "	55	1,418	60,819,575	42,891		25	1,105,691
山口県合計	276	7,279	369,913,023	50,819	37	26	1,340,264
全 国 "	18,009	445,871	31,058,113,281	69,657		24	1,725,450
広 島	408	9,956	610,653,646	61,335	21	24	1,496,700
岡 山	355	8,826	334,875,175	37,942	49	24	943,310
鳥 取	119	3,452	143,278,734	41,506	46	29	1,204,022
鳥 根	142	3,825	164,189,705	42,925	44	26	1,158,378
福 井	113	1,740	264,658,247	152,102	1	15	2,342,108
大 阪	935	19,003	2,514,899,429	132,342	2	20	2,689,731
奈 良	116	3,560	407,226,178	114,389	3	30	3,510,570
東 京	1,945	26,772	2,672,054,050	99,808	4	13	1,373,806
山 梨	123	5,432	215,720,528	39,713	47	44	1,753,825
旭 川	84	3,376	131,112,419	38,837	48	40	1,560,862
山 形	299	6,586	238,883,925	36,271	50	22	798,942

昭和56年 地方会別土地・建物④申請手続の1件当たり平均報酬額表

区分 会名	上 地			建 物		
	件 数	報酬額	1件当たりの報酬額	件 数	報酬額	1件当たりの報酬額
東 京	47,183 件	3,440,339,230 円	72,915 円	146,967 件	6,412,125,992 円	43,624 円
神 奈 川 県	43,694	2,636,958,993	60,351	71,731	2,872,865,119	40,051
埼 王	44,774	2,453,687,082	54,802	60,803	2,422,214,833	39,837
千 葉	42,090	1,884,448,798	44,772	49,942	1,801,164,092	36,065
茨 城	26,019	1,070,929,994	41,160	23,077	796,151,015	34,500
栃 木 県	20,201	709,847,228	35,139	18,166	669,247,471	36,841
群 馬	20,261	742,134,627	36,629	21,253	780,847,087	36,741
群 岡 県	40,132	1,807,971,909	45,051	41,492	1,768,977,844	42,634
山 梨 県	9,297	281,092,699	30,235	7,411	268,147,619	36,182
長 野 県	23,930	795,619,055	33,248	25,301	1,002,310,940	39,615
新 潟 県	21,924	772,769,273	35,248	26,231	998,407,753	38,062
大 阪	34,984	3,414,333,196	97,597	73,351	3,619,874,667	49,350
京 都	14,132	657,155,062	46,501	23,262	819,267,263	35,219
兵 庫 県	29,110	1,565,651,243	53,784	41,774	1,695,549,933	40,589
奈 良 県	7,479	580,904,097	77,671	7,224	370,880,317	51,340
滋 賀 県	7,144	280,666,581	39,287	8,893	355,288,000	39,951
和 歌 山	9,307	375,373,465	40,332	9,255	356,186,732	38,486
愛 知 県	38,773	2,310,240,106	59,584	60,371	2,908,596,614	48,179
三 重 県	21,977	677,219,457	30,815	19,084	713,630,125	37,394
岐 阜 県	16,596	668,898,214	40,305	17,108	685,979,963	40,097
福 井	4,639	364,438,304	78,560	7,518	402,044,998	53,478
石 川 県	8,461	306,410,009	36,214	12,338	511,240,223	41,436
富 山 県	8,078	309,304,215	38,290	10,135	457,790,941	45,169
広 島 県	22,045	838,180,310	38,021	25,667	916,971,815	35,726
山 口 県	16,592	507,996,276	30,617	17,300	573,472,300	33,149
岡 山 県	17,753	443,139,721	24,961	17,275	549,296,643	31,797
鳥 取 県	6,762	184,541,429	27,291	5,740	189,128,460	32,949
島 根 県	8,925	231,197,274	25,904	8,795	306,102,241	34,804
福 岡 県	36,007	1,803,935,247	50,100	47,088	1,910,762,968	40,579
佐 賀 県	7,374	246,975,616	33,493	8,457	302,814,478	35,806
長 崎 県	12,127	479,877,377	39,571	14,801	544,815,106	36,809
大 分 県	13,392	396,209,181	29,586	13,746	519,563,496	37,797
熊 本 県	18,550	610,432,308	32,907	18,017	632,606,708	35,112
鹿児島県	19,845	637,506,648	32,124	16,940	582,872,826	34,408
宮 崎 県	13,239	386,224,839	29,173	12,462	405,693,425	32,554
沖 縄 県	14,859	465,709,683	31,342	7,372	250,680,600	34,004
宮 城 県	15,707	629,590,453	40,083	22,544	1,041,883,238	46,216
福 島 県	19,517	686,575,160	35,178	21,063	771,080,879	36,608
山 形 県	13,186	317,733,495	24,096	15,073	496,559,238	32,944
岩 手 県	13,938	552,579,391	39,646	13,696	533,838,497	38,978
秋 田 県	11,278	353,874,059	31,377	11,171	383,202,380	34,303
青 森 県	16,239	474,622,480	29,227	15,506	472,170,295	30,451
札 幌	22,608	1,375,047,319	60,821	34,943	1,502,359,538	42,995
函 館	4,678	230,367,786	49,245	5,887	209,043,238	35,509
旭 川	6,642	167,849,619	25,271	8,707	293,205,463	33,675
網 走 市	8,586	334,128,699	38,916	10,200	361,156,816	35,408
香 川 県	9,199	363,566,520	39,522	10,428	392,181,137	37,608
徳 島 県	7,089	220,635,675	31,124	7,470	245,487,891	32,863
高 知 県	9,629	431,053,462	44,766	7,534	279,956,386	37,159
愛 媛 県	11,802	456,180,441	38,653	14,084	515,669,120	36,614
全 国	917,753	41,932,123,305	45,690	1,194,673	47,871,363,723	40,071
昭和55年全国	977,549	39,868,599,763	40,784	1,334,796	49,643,667,647	37,192

五七年度定時総会

開催される

去る五月三十日山口市において昭和五十七年度の定時総会が開催されたところですが、小林勇高山口地方事務所長より次のような祝辞をいただきました。

祝辞



本日は、ここに山口県土地家屋調査士会第三十五回総会が開催されるに当たり、お招きをいただき御祝詞を申し述べた機会を得ましたことは、誠に光栄であり、私の深く喜びとするところであります。

ただいまは、多くの会員の方々が表態あるいは感謝状をお受けになられたことは、多年にわたり業務の適正な遂行に尽すいされ、また、土地家屋調査士の充実・発展に多大の功績を挙げられた方々でありまして、その栄誉に浴されましたことに對し、謹んでお慶び申し上げます、その永年にわたる御労苦に對し、深甚なる敬意を表する次第であります。

また、その他の会員の皆様方におかれましては、早業から業務の適正遂行はもとより、法務行政の適正・円滑な運営に多大の御尽力をいただいております、本席をお借りいたしましたして、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、土地家屋調査士制度は、昭和二十五年に不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項の正確さを確保するために創設せられ、その後、権利の客体であります不動産の表示登記制度への移行に伴い、その

手続の適正・円滑化を図る制度として、充実・発展して来たものであります。また、数回の法改正を経て、昭和五十四年には、土地家屋調査士制度を一層充実・強化することにも、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とし、真に国民から信頼され、期待される制度とすべく改正され、現在に至っているところであります。

このように、土地家屋調査士制度が制定以来、短期間において飛躍的に充実・発展されましたのは、偏見に、土地家屋調査士会並びに会員の皆様方が、幾多の困難を克服され、国民の権利の確保とその地位の一層の向上をめざして、不断の努力を積み重ねられた結果でありまして、ここに、あらためて当土地家屋調査士会と会員の皆様方の今日までの業々ならぬ御努力に對し、心から敬意を表するものであります。

ところで、昨今の社会及び経済情勢は、ますます複雑多岐化の傾向にあります。特に不動産取引に伴って然りでありまして、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に對し、もって、不動産に係る権利の明確化に寄与することを業として、会員の皆様方に寄せる国民の期待は、極めて大きいものがございます。したがって、その期待と信頼に応えるためには、常に土地家屋調査士として、より一層高度な技術の練磨と、法律知識の修得が最も肝要であり、強く望まれるところであります。

承りますと、当土地家屋調査士会におかれましては、かねてよりこの要請にこたえることを最重要とする諸施策をすべく講じられ、会の組織を一層充実・強化するとともに会員各位の登壇の向上をはかり、業務の公正な維持に絶々の御努力を重ねられておられますが、会員の皆様方におかれましては、土地家屋調査士の業務が、不動産登記制度の基礎であります表示登記制度の適正な運用を支え、ひいては、それが国民の権利の保全につながるものであることを十分認識せられ、自己研鑽はもとより、社会的地位の向上に、一層の御尽力をされますよう切望する次第であります。

法務局におきましても、皆様御承知のとおり、昨今の情勢は、行政改革等により極めて厳しい状況にあります。特に、

予算はゼロ・シーリングに押えられ、したがって事務量に見合う増員等は望むべくもない現状にあります。しかし、各職員は、その厳しい情勢を率直に受けとめ、事務の合理化、能率化を図り、もって国民の行政需要に応えるべく一層の努力を重ねているところであり、今後も、さらに全力を傾注して参る所存でありますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。加えて、登記行政の適正・円滑な執行は、ひとり法務局のみではできないものでありまして、当会の皆様方と法務局とが一体となつてことこそ、はじめ、これが満たされるものと確信いたす次第でありますので、どうか会員の皆様方におかれましては、土地家屋調査士制度の公共性とその趣旨を十分御理解いただき、今後とも格段の御協力方をお願いする次第であります。

また、大変申し遅れましたが、私は、この四月一日山口地方法務局長に任命され、四月当初高松法務局から着任いたしました。

もとより、未熟で身に余る重責であります。最善の努力を傾注し、職責を全うする所存でありますので、前大坪局長同様皆様方の温い御協力と御支援をお願いする次第であります。

終りに臨み、山口県土地家屋調査士会の益々の御発展と、会員の皆様方の一層の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして、粗辞ではあります。お祝いの言葉といたします。

昭和五十七年五月三十日

山口地方法務局長

小林 勇 喜

総務部

第三五回

定時総会盛會裡に終了

一と き 五月三十日午前十時半より

二と ころ 山口市 山口県商工会館

三 会員出席状況

本人出席 一〇八名 委任出席 一一二名 計二二〇名

四 開 会

十時三十分、予定通り開会

五 黙 禱

昭和五六年度物故者会員の冥福を祈り全員黙禱

六 開会の挨拶 三好会長

七 表彰式

今年度の栄ある各受章者は次の通り。

一 山口地方法務局長表彰

高杉勇助 会員 松原英夫 会員

小林 章 会員

二 会長表彰

井尻富士夫 会員 岡藤 禮 会員

三 会長感謝状

垣内 茂元 会員

八 来賓祝辞

左記の方々より祝辞をいただき錦上添花を添え、總會の雰囲気

が盛り上がった。

祝辞 山口地方法務局長

小林 勇喜 殿
兼議院議員
田中 竜夫 殿代理
参議院議員
小沢 太郎 殿
日調連会長代理
桶谷 正直 殿

なお、この他の当日の来賓出席者は次の通りであった。

山口地方法務局長 中村晴人 殿
山口地方法務局長登記課長 石岡研二 殿
山口地方法務局長総務課長補 佐竹谷良夫 殿
山口地方法務局表示登記専門官 松本 孝 殿
山口地方法務局庶務係長 石田 蓮一 殿
衆議院議員 林 義郎 殿 (代理)
衆議院議員 吹田 悦 殿 (代理)
衆議院議員 高村正彦 殿 (代理)
山口県司法書士会会長 古屋 明 殿
山口県行政書士会会長 中村大輔 殿

六 議長選出
總會恒例の手続きによって議長には乗川良介徳山支部長が選出され、副議長には水久嘉博支部支部長が指名された。

嘱託登記の証紙無貼付は 報酬規定違反

公共嘱託登記委員会

委員長 古 屋

明

住宅産業の不況、宅地造成事業の減少等により全国的に不況の波が押し寄せ、司法書士、調査士の事件が減少している昨今、委員の職務を任じているとき、嘱託登記の受任の増減を恐るることが目下の課題であります。その公共嘱託登記も嘱託官公庁の手によって大半が届出されていますが、なんとしてもこれが受任拒絶を期りたいので、在任地無届の届出を得て山口地方事務所長をもつて、閣下無届届出官公庁に対して、嘱託登記委員会に対して、委員の拒絶方をお願いしたのであります。個人物にも嘱託官公庁より受託をされていることと思えます。官公庁よりの受託は個人的であろうと大要請はしいことではあります。受託をまわっている会員の中には申請書に証紙を貼付していない会員が往々にしては受けられます。

ある一定規定を定めています。山口県に於ては証紙を貼付することによって、この規定を承認したものと見做すことになっております。したがって、証紙の貼付が無いものについては、この規定は適用されないもので、当然報酬規定違反となります。

よって、今後は証紙無貼付者等発見した場合は、報酬規定違反として処理することとなりますので充分の留意下さい。

公職委員会は委員会に於て一統受任による歩合の他、証紙会計が主幹であり、この主幹が断たれば委員会組織は成り立たず行けません。ことに若い将来に於て、法人格が取得されるということであり、委員の活躍の場をせよお願ひ致します。



11月10日開催の
公職委員会は、
日頃の文書整理
等によって既
知のものは古
き・日課進め
会・中日編会
を中心とし、西
山副会長の報
告があった。

- 1 昭和五十六年度事業報告並びに収支決算承認の件
 - 2 昭和五十七年三月三十一日現在一般会計財産目録承認の件
 - 3 昭和五十六年度用紙等特別会計決算報告の件
 - 4 昭和五十六年度証紙会計決算報告の件
 - 5 昭和五十六年度及助金会計決算承認の件
 - 6 嘱託登記委員会主催報告の件
 - 7 山口県公共嘱託登記委員会会報報告の件
 - 8 昭和五十七年度事業計画案承認の件
 - 9 昭和五十七年度収支予算案承認の件
 - 10 土地家屋調査士調査員実務研修会会報第七八年所定の要綱とすること
 - 11 について承認の件
 - 12 役員増設を委員会委員選出の件
- 第1号議案から第7号議案については一稿上げられ、それぞれ担当委員の説明の後、議長は質疑を求めたが、特に質疑なく採決に移り拍手多量に



による承認可決となった。ついで第8号・第9号議案については、会務報告者の説明の後、活発な質疑応答の展開を経て、採決承認可決となった。

第10号議案については、これも熱心な意見が交わられたが、結局、日課進め委員の固定化を待つ形で、保留という結論となった。

第11号議案については、採決承認可決となった。採決承認可決となった。採決承認可決となった。

以上説明を呼んだ第10号議案を敢て、他の議案は採決承認可決されて議事終了。過去一年間の新入会員の紹介を経て、閉会となった。時に午後四時半であった。

企画部

企画委員会との協議について

企画部長 兼 清 遵 寿

昭和五十七年六月二十六日司訓会館に於て、会長、副会長、企画部と各支部企画委員出席のもとに本年度の計画についての協議会を開催し、次の結果であったことを報告致します。

一、土地建物実地調査申述書の変更について

昨年以來懸案となっておりまして、土地・建物実地調査申述書を土地建物調査書に切換える件については、六月二十一日付文書でご連絡しました通り、原則として七月一日より実施となります。新様式はチェック方式による記入方法ですので従前より便利かと思いません。

なお、本様式の使用については、昭和五十七年八月末日迄は、新旧いずれの様式を使用しても良く、昭和五十七年九月一日からは新様式を使用提出して下さい。

二、調査書の省略について

昭和五十三年七月十二日登記課との協議会の中で、調査士会よりの、土地分筆合筆の場合、調査申

述書の添付の要否についての質問に対し、法務局よりの回答は、特に地図等が相違する等問題のある場合を除き添付を省略して差支えないとのことでありました。原則として土地分筆合筆については調査書添付省略を法務局も認めておられますが、土地家屋調査士として現地を調査した証拠のため調査書を作成し保管することが実務上有益かと思われませんが、これを登記申請書に添付の要否は状況によって法務局と協議又は各自の判断により決定して下さい。

三、会則七十八条の要領として調査測量実施要領を使用する件について

総会の席上、日調連企画部長楠谷氏の発言もあり保留となりまして、会則七十八条の要領として得來使用出来る様に各支部研修会に於いて、その内容を協議していただきたい旨、各支部企画委員の方々にお願ひ致しました。会員の皆様の御意見を各支部研修会に於いて発表して下さいことをお

四、昭和五十七年度本部研修について

(イ) 七月二十五日(日曜日) 新入会員研修会

(ロ) 報酬について

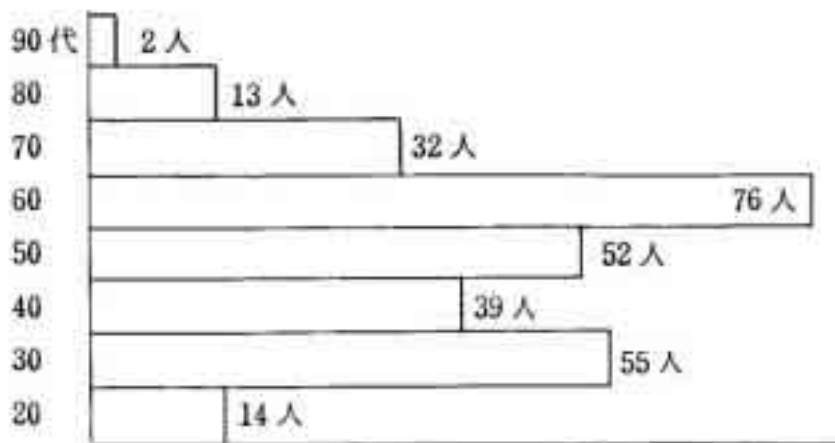
昨年度、研修会を行いました。未だ全会員に徹底していない様子ですので、今年度行われます各支部研修会開催の折に、企画部より二名を派遣し、報酬額運用基準の

取扱いについて説明指導し、適正な運用をはかりたい方針であります。

す。

以上の協議の後、各支部企画委員各位に本年度の支部研修について、お尋ねしましたところ、各支部とも充実した研修内容の計画を企画しておられて感服しました。各会員の方々の熱心な御協力を心から念じております。

調査士の年代別構成表 (山口会)



年代	20才代	30	40	50	60	70	80	90
岩 國	3	3	4	9	15	6	5	1
徳 山	1	0	10	5	18	7	1	
山 口	1	6	11	13	15	4	2	
萩	2	6	2	5	8	1		
宇 部	3	8	4	6	13	9	3	
下 関	4	12	8	14	7	5	2	1
合 計	14	55	39	52	76	32	13	2

図根点設置に関し 愛媛会を迎えて

徳山支部副支部長

三 吉 任

去る五月十八日愛媛県土地家屋調査士会から、赤松地区地域の図根点設置に関する先達地である山口会に、今般、松山市内の同様地区を処理するについて参考してほしいということ、七名の会員が来賓され、これに對し、本部から新本副会長、兼前企業部長、支那より徳山支那部長はじめ三名、法務局長から石川、岡川書記が迎え、愛媛会より岡田氏等八名という形で午前十一時より座談会を行いました。

先づ、午前中は徳山支部長より、当会が行った図根点設置の内容について説明を行い、特にこの設置を支



援物資として、山口会の六名が、それぞれ的確な助言を下さり、その結果、図根点設置の準備が整ったことに対し、愛媛会より謝辞が述べられた。昼食後は、愛媛会より質問事項をいただき、それについて解答していただくという形式で進行して参りました。先づ、愛媛会より、測量図がある場合は測量図を基にするについて、現況と大體に相違する時は如何にしていくかという質問を受け、石川書記より、徳山の場合は旧測量図はすべて閉鎖し、当該地区は砂漠の状態にしてしまい、新たに土地が生じた場合と同様な扱いにしていることを説明され、天候が崩れた様子であり

ました。又、図根点設置の目的は山口会の測量方法は、必ずしもトランシット測量によるもので、精度区分(甲乙)の精度であれば手振測量でもよいといふことであるが、測量図の場合はすべてトランシット測量で座標法によるということ、精度も同一でなければならぬということでしたが、徳山と松山の地域性は異なるに對し、測量に於いて弾性力がないので、表示に関する登記申請は支障をきたさないかと質問をした次第です。次に、測量図の正確性を確保するに關する所在測量方法及び補綴法につき、トランシット法という質問もありました。

前節について、愛媛会から測量士と測量士を以て、その時の測量士は誰であるかを確認し、法務局長の質問を受け、測量する方法をどうするかという質問があり、岡田氏より、すべて測量図の測量図は閉鎖してしまっているため、その測量は出来ないので、測量図(伏見図)を測量の土地測量する、と報告されました。

又、図根点設置後の維持管理は如何にしているかと、質問をいただきました。これについて、徳山支那部長(徳山支部)は、年一回確認の調査をしていると、報告されました。次に、山は地権者(徳山支部)に對し、その維持管理の負担を提出しているが、まだ回答が得られず、そのままになっている旨の報告をいたしました。しかし、このまま時間が経過すると、測量士の負担により設置された図根点が滅失し、修復作業に多大な労力を要するものと思われるので、早い機会に対策を講じなければならぬと思います。

私がこの席で感じましたことは、今般測量士である以上、松山地域を拓くことは義務に於いてはならない。私達は、測量士ではない。測量士(特に土地)に對し、ただ債権を受けた権利の義務を行うのではなく、その土地の歴史を認めるべき、その義務をよく知り得た上で、手続きに際し、切らなければ、再び測量士を拓くこととなり、測量士が責任を負い、すべてが一体となり、市民の利益を計るよう配慮すべきと痛切に感じました。

以上、若干の質問を受けました。一応、準備は整った様子で、午後三時三十分、この座談会を終了しました。五月二十日、山口会に對し、大変お世話になりましたと、お礼のあいさつがあつたことについてお話ししました。

本部たより

「表示登記の日」 無料登記相談所を開設

本年も「表示登記の日」の年中行事が四月一日に各地で無料登記相談所を開設しました。

土地家屋調査士会連合会の依頼によって、表示に関する登記の正しい理解と土地家屋調査士制度の飛躍をはかって全国的に行なわれたものであります。

山口県においても県下九市所にて

資料 「表示登記の日」

無料登記相談集計表

支庁	相談場所	相談客数	登記相談を前でも知りませんでしたか。					
			テレビ	市町村広報	ポスター	新聞	その他	
下関	下関市役所一階ロビー	二二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宇都	宇都支局	一八	〇	〇	〇	〇	〇	
萩	山口地方方法務局萩支局	一一	〇	〇	〇	〇	〇	
山口	新府市福祉会第一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
徳山	徳山支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
山陽	山陽支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
岩国	山口地方方法務局岩国支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
小豆	小豆支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
美祿	美祿支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
下関	下関市役所一階ロビー	二二	〇	〇	〇	〇	〇	
合計		一一一	〇	〇	〇	〇	〇	

無料登記相談所が開設され、山口地方方法務局本・支局各出張所、市町村役場等の関係力を得てますますの成果を得られました。この紙面をお借りして御礼申し上げます。

今年の相談所開設を知ったお客さんは、例年どおり市町村広報誌が一冊多く、読んでその他が多かったようです。その他の内容は、相談担当者の報告にもありましたが、今

年から相談所に案内用立看板と横断幕等の配布により宣伝広告の効果があがり、通りがかりの相談客があまりました。又山口支連防府地区では有線放送による相談所開設の広報がされその効果もあつたようで大変うれしく感じました。相談客数も年々数を増してその成果も表われている様です。毎年四月一日の「表示登記の日」を年中行事として無料登記相談所を国民の間に定着させ、土地家屋調査士制度と並行に開する登記の正しい理解と認識を助めて行なましよう。

新刊 物のせき

「表示登記の日」の無料登記相談所の相談員は、初めから、年ごとに相談所も増設の傾向にある様に感じました。相談内容も登記関係といふこともあつて司法界士業関係も多くあつたようですが、これもしかたがないことと思ひます。相談客の中には、個人申請書の作成方法を聞かれる相談もあり、担当者は回答に困り果てる一帯もありました。土地家屋調査士制度と表示に関する登記について国民への周知がまだまだ不十分です。会員の一人一人が努力を、この問題に好意して行きたいものです。

はぎ

「表示登記の日」の無料登記相談所の相談員は、初めから、年ごとに相談所も増設の傾向にある様に感じました。相談内容も登記関係といふこともあつて司法界士業関係も多くあつたようですが、これもしかたがないことと思ひます。相談客の中には、個人申請書の作成方法を聞かれる相談もあり、担当者は回答に困り果てる一帯もありました。土地家屋調査士制度と表示に関する登記について国民への周知がまだまだ不十分です。会員の一人一人が努力を、この問題に好意して行きたいものです。



土地と境界 (第一回)

徳山支部 原田 美三男

(一) 民有地の境界について

土地は、物理的には物としての区分性を欠き、機械的ではありません。土地の自然状態は離れ小島でもない限り連続しています。しかし、これを物として権利の対象とするためには、何らかの区分をしなくてはなりません。

そのために、人為的に分界することになります。不動産登記法上は、土地登記簿の表題部に登記された一筆の土地を一個として取扱うことになっていきます。ところが、利用形態では、その区画は必ずしも一筆の土地をもつて、一区画となっているのが実情です。この利用対象あるいは権利の対象としての「なわ張り」を明確にするため、土地上に何らかの明示をすることとなります。

この明示には、色々な方法があります。ましようが、現在行われている主なものは、境界線を設置することです。境界線には、材質によって、コンクリート杭、プラスチック杭、金属杭、石杭といったものがありますが、これらの「永久杭」を一筆あるいは数筆でもって構成された一区画の折れ

点(または筆界)ごとに設置して、この杭で囲まれた土地をもって取引あるいは土地対象としています。

ところで、全ての土地区画あるいは筆毎にこのような境界を明示しているかという点、このような設置のしてある土地は、区画整理完了地とか、適法な造成分譲地等でもなければさほど多くはないようです。こうした確定地以外の民有地でこのような措置があつたとしても、所有者あるいは使用者が自分勝手に設置したものかもしれず、隣接者から苦情をはきまされるようなものかもしれないのです。通常民有地は何らかの形態で道路に接続しておりますから、その道路との境界については、たとえコンクリート標柱が埋設してあつたとしても、正当に設置したものかどうかは疑わしいのです。

この現在の明示方法のほか、どんな手法で境界を表示しているかという点、土地の利用形態によって次のようなものがあります。

まず、農地については、いわゆる民々境(個人所有地と個人所有地との境界)については、畦畔をも

って区分したり、あるいは梶子の木をもって区分したりしているようです。

この畦畔といつても民有地としての畦畔と二線引国有畦畔としてのものがあります。

前者の場合、畦畔の中心をもって民々境を決めているかという点必ずしもそうではなく、その土地の慣習によって異なります。農地と農地間で高低差があり、その間に畦畔がある場合は「上持」と称して高い方の農地を所有する者に属するようです。

互いに平坦だったとしても、慣習によってはどんな分け方を決めてあるか判りません。

その付近の慣習を地元精通者から聞いてみる必要があります。

梶子の木による境界明示は、梶子の木が年を経ても余り成長せず、また根深いこととこの木の持つ毒性が鳥獣に荒されないという特質のため利用されているようです。

この梶子の木が植えてある場合は、その主幹の中心をもって境界点としているようです。

古来、農地の境界についての争いは断えないようです。

土地の価格が上昇している現在では、農民同士の土地境界争いは表面化するとはまれでも、心中たるや互いに爆弾を抱えているようなものだといつても過言ではないかもしれ

ません。

梶子の木ですら知らない間に勝手に植えかえたのだらうという邪念を持つていたりもします。いわんや畦畔をもって境としている場合などは、絶対的に反目し合っていると考へても過言ではないでしょう。

それなら何故、コンクリート杭とか設置しないのかということになりますが、農地の場合、昔は牛馬を使ひ、今では機械を使ひというふうには耕作方法が変わつても、昔なら牛馬や器具類を傷めることになるし、今なら機械を傷めることになるからです。農地のうち、畑の境には、茶並を使うこともあります。

畑と畑の間に細長く一列に茶の木が植えてあることがあります。これは境木としての意味を持つもののようなのです。

これらの表示も徐々に永久杭に変わりつつありますが、田畑を売買するとか、その他特殊事業でもない限りめつたに実行されないようです。

山林については、梶子の木のほか、相隣境界を表示する方法として次のようなことが行われています。

山林には、雑木林と黒木林とがあります。

いずれにせよ、樹木が通常あるわけですが、境木として翌松を使うことがあります。また翌松以外の樹種を変えた表示方法もあります。

梶子の木と違って、翌松などはか

なり成長することになります。隣地との境界線上に植えこみ共有することもありませんが、境界から一尺あるいは二尺離れるという土地の慣習によって位置が異なることも多くあります。

地元土地の慣習を認識することが必要なことは畦畔境と同じです。

宅地や雑種地については、コンクリート杭等の設置のほか、へい境があります。

その場合、北側のへいはその南側の土地の持主が自分の土地の北側に築造するものとする慣習のところもありますし、互いに共有する場合もあります。

慣習の認識が必要なことは前記と同じです。

このように、土地の境界表示には様々な方法がありますが、地元の慣習が尊重されていることに気づかれたことと思います。私有地間の境界については、民法において規定されていますが、慣習がある場合それが尊重されています。

(二) 国有地・公有地・私有地（民有地）について

国有地とは、国の所有する土地です。公有地とは、地方公共団体の所有する土地のことです。この国有地と公有地とをまとめて官有地といいますが、それに対しての私有地を民有地とい

きます。この国有地を規律する中心

的な法律が国有財産法です。公有地は、国民の信託を受けた財産であるため、管理・処分等についての意思決定は私有地と異なり自由ではなく、その公共性、適正性を保障するため、種々の規律がされており、さら

地名のたのしみ(4)

なぜ「垢田」なのか

下関支部 前田 博 司

下関市の川中地区に垢田という集落がある。

近郊農村の立地条件から、蔬菜類の生産地として知られているが、近年はアーバンゾーン（郊外住宅地）として開発が進められ、大規模な土地区画整理事業施工の結果、新垢田の名を冠する東西南北の全方位の町名をもつニュータウン、あるいは山の田西町、古屋町、綾羅木南町などの団地が随所に展開して、典型的なスプロール（虫喰）現象を示すにいたっている。

ところで、この地をなぜ垢田と言うのか、という疑問がよく話題になる。アカという言葉を単純に文字化すれば、赤・明などの文字が使われるのが一般的であるのに、どちらかといえばあまり好字としては受けとられないような「垢」がこの地にお

にこれら官有地は、本来公的、公共的な利用に供すべきものですから、売買、賃借等の条件、内容にも一定の特色が見られます。

（次号につづく）

いて特に用いられているのはなぜか、というのである。

この地が文書にあらわれるのは慶長五年（一六〇〇）の検見帳であり、その後慶長十五年の検地帳、元禄十二年（一六九九）の郷帳にいたるまで一貫して「赤田村」と書かれていた。「下関市史」には「この地区は赤土で形成される地層が多いので赤田村と呼ばれるようになったのだらう」とある。

その赤田が、元文四年（一七三九）の「地下上申」以後、なぜか「垢田」と改められ現在に至っている。

一般に地名というものは、好字佳字を当てて表記される傾向が強いにもかかわらず、このような字が当てられたのである。

このユニークな地名をめぐって、地元学習会では垢田にある海蔵寺

の本尊の観音像をなでることによって出るアカで自分の身を守るという風習があったようで、そこから垢田の名がついたのではないかとする住職の見解が発表された。

またあるとき村民が蕃の怒りをかうような事態をひき起こしたために罰として村の名を悪字におとされたのではないかとする人もある。

高橋文雄氏の「山口県地名考」には、先の下関市史の紹介につづいて「またアガタ（県・吾田）、つまり吾が田、のことか、アカは他に、明るい、のアカ、佛教でそのことをアカ（鞆伽）というのがある」との付記がされている。

いずれにせよ、改名の経緯はあきらかでなく、住民のなかには日本國中探しても他に同名の地名がないならば、それだけ希少価値があつた上いのではないかと、とひらきなおる向きもあり、最近では垢田小学校や垢田幼稚園といった公立の名称にまで採用されるに至っている。

ところで、この垢田をどう発音しているかという点、アカダというように語尾を上げて表現している。

日本語のアクセントを考える上において、いつも問題になるのは、東京と関西の発音の違いで、たとえば夏・冬と言うのに東京では〇〇と第二音節を高く発音するのに、京都では〇〇と第一音節の方が高い。こうした二音節名詞のアクセント

をアで始まる単語で調べてみると、東京アクセントでは、

〇〇型……青・赤・秋・朝・兄・

雨

〇〇(〇)型……垢・顎・足・明

日・穴・網・袍

〇〇(〇)型……味・姉・鮎

となるのに、京都アクセントは、

〇〇型……垢・足・明日・網・袍

〇〇型……秋・顎・朝・兄・雨

〇〇型……味・姉・鮎

〇〇V〇〇(〇)型……青・赤・

穴

となる(後川宗賢「日本語の世界8」

「言葉・西と東」中央公論社)。

「」はその音節の内部において

高い音から次の低い音へ移ってゆく

傾向が見られるものを指し、〇〇V

〇〇(〇)型というのは名詞だけで

は〇〇だが、これが三音節の言葉に

なると〇〇〇となるものを示してい

る。)。

こうした東西のアクセントの相違

のなかで、赤と垢をとりだして比較

してみると、

京都アクセント、東京アクセント

赤 〇〇V〇〇(〇) 〇〇

垢 〇〇 〇〇(〇)

つまり、赤と垢とは、そのアクセ

ントが東京と関西とは全くちがっ

ている。したがって、赤と垢を発

音上混合することはありえないこと

になる。当地では現在アカダと発音

た場合、京都アクセントでは赤田で

あり、東京アクセントでは垢田が近

い発音となるものと思われる。

これから考えられることは、もと

も京都アクセントにもとづいて、

赤田(アカダ)と言っていたのか、

何らかの事情によって東京アクセ

ントで当字されて垢田(アカナダ)と

書かれるようになったのではないか

ということである。

この、何らかの事情、を地名の記

録者側に求めた場合はどうであろう

か。つまり東京型のアクセントにな

じんだ者が、この地の発音を忠実に

文字にあてはめようとしたために、

本来語源的には赤田であるべきもの

が聞き手の「常識」から垢田と受け

とられ、表現されてしまったという

解釈である。

もともと、地名は在地の人々の共

通符号の一種であり、従って耳で聞

いてあやまりなく理解され伝達され

るものでなければ意味がない。土地

の人々にとってアカダといえはこの

一帯を指すものであり、それが赤田

と書かれようが垢田であろうが何等

関係のないことであった。

アカダが文字化されたのは、その

地が行政組織に組みこまれたことを

示すものであり、公文書のなかに地

名が確実に書きこまれる必要性が生

じたのはそのためである。

江戸詰めと参勤交替が強制された結

果、関東(東京)方言が公用語とし

ての機能を持つものとして認知され

るようになり、各藩においても江戸

詰め経験のある武士たちの数が増し、

さらには江戸育ちの世代もあらわれ

るようになると、関東(東京)型ア

クセントが施政者としての武士層に

よって各藩領に持ち込まれ、意識的

か無意識裡かは知らないが、このア

クセントによって現地の地名が聞き

書きされ、報告されるというケース

が増していったということが考えら

れないだろうか。

赤田から垢田への切替が慶長以後

「地下上申」(一七三九)の間にな

されていることは、こうした世情の

動向と合致している。

同じ「地下上申」において、内日

赤田代村の項に「但し(赤田代の)

由来の儀は往吉赤田より此所へ四郎

兵衛と申す入百姓来り田島堀り明け

云々」とあるように、垢田がこの報

告のころにおいても、一般庶民のな

かではなお、赤田として認識され

ていたことを知ることができる。

たとえば、天保八年(一八三七)

刊行の「文政・天保国郡全図並大名

武鑑」の長門国の地図には、赤田、

と書かれており、明治のころの地図

にも赤田を見ることがままある。

これらの地図がいずれも公的な機

関のものでないことは興味深い。

前に述べたように、赤田、がこ

この東京式アクセントが果して当

初からのものであるのか、あるいは

単語のレベルにおいてはどのような

ゆれがあるのかといった個々に対す

る分析が必要なのは当然のことな

ら、こうした東京式アクセントのな

かで、垢田が、赤田、として理解さ

れるような京都式アクセントが存在

しえたものだろうか。

東京式アクセントでは、確かにア

カは赤・銅で、アカは垢・塗である

(三省堂「明細日本語アクセント辞

典」)。しかしこれが三音節以上の

名詞型あるいは形容詞型の場合、東

京式アクセントにおいても、アカサ

カ(赤坂)・アカツチ(赤土)・ア

カイ(赤い)・アカヌケル(垢抜け

る)など二番目の音節にアクセント

が移って発音され、頭音にアクセ

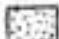





ントが残ったままのものは、アカチ

ン(赤ちゃん)・アカノ・タニン

(赤の他人)といった二、三例にす

ぎない。

全日本アクセント分布

-  關東アクセント
-  關西アクセント
-  統合一型のアクセント
-  特殊アクセント
-  東京式アクセント
-  京都式アクセント



(平山輝男「日本の方言」)

しかし、このような東京式アクセントにあっては、当地のアカダのよ
うな〇〇V〇〇(〇)型の第三音節
にアクセントが移るものは見当らな
いよう(前掲「言葉・西と東」二〇
四頁参照)である。
東京式アクセントの地域にあって、
このような京都式アクセントの地名
があることをどのように理解すれば
よいのだろうか。
ともあれ、当地における〇〇〇〇型
の地名が、〇〇V〇〇(〇)型に所
属するものであるかどうかは別とし

て、内日・伊倉・榎田・幡生・小月
など数多く見受けられる。
梅光女学院大学の岡野信子教授は
山口県西部の地名アクセントや文ア
クセントに重点をおいた方言の研究
をされているので、このアカダにつ
いて御教示を得たいと思っているの
だが、その機を得られないまま現在
に及んでいる。
この地方の地名アクセントは、こ
の〇〇〇〇型のほかに、
〇〇〇〇型(室津・吉母・安岡・鏡
羅木)

〇〇〇〇型(湯玉・黒井・前田)
などさまざまな種類があり、地名ア
クセントの総合的な調査を踏まえた
うえで、赤田から垢田へのうつりか
わりのわけを探究すべきではないだ
ろうか。
* * * * *

その追跡をしていこううちに、いつし
か言葉の迷路に落ち込んでしまった。
何と問抜けたワトソン役のこの身
であることか。
名探偵シャーロック・ホームズな
らぬ岡野氏の助けを得て、早くこの
迷路から抜け出したいものではある。

赤田からなぜ垢田に変わったのか。

みんなの会報 やまぐち

みんなて投稿し

みんなて盛り上げよう!!

総会・研修会等の
各種会議に出席・欠
席の無回答者及び常
時欠席者等が目立ち
ます。大切な決議事
項・研修内容が有り
ますので欠席しない
ように各自の責任と
義務を果たしまし
よう。



支部研修だより

下関支部技術研修会に

参加して(II)

下関支部 清水 水靖 士

昭和五十六年度の第三回管内技術研修会として、本年二月二十一日(日曜日)の早朝より市内の公民館に於て、「ボクサットコンピュータ」講習の研修会が開催されました。

前回の研修会では同僚作業に当る現場に於いての実地研修会でありましたが、その外業に対して今回は室内での内業作業の机上研修会でした。最近では、コンビ、スター技術が盛んで市販の高価コンビ、スターが併用業務用州用として多種多様に出現しているようですが、まだまだ値段も高価であり職人にも時間が必要であります。

今回の研修会は、これに對抗して安価な「ボクサットコンビ、スター」により、その能力を最高に出し切った感のする下関支部企画委員会苦心の「ボクサットコンピュータ」が花巻でありました。人並みの機械士地帯加藤道士業務で必要とする多角計算計算がほとんど計算可能であり、良貴方もまほと困難ではなく、規

題なものであります。

「ボクサットコンピュータ」は、日計の業務にこの計算機を使用して計算処理をしていないため数値も十分に際切れておりませんが、このボクサットコンピュータにより、メモリーシフトコンピュータの初步をマスターできるものでないかと考えて、学習用にコンビ、スターとプリンターを共に購入して挑戦しております。

正直に言って日頃からこの計算機を使い慣れていないためか、折角のオキのオキプログラムを使い切れず、担当の加藤道士さんには申し訳なく思っております。今後を研修資料を主に予習をみつけては練習に励み、他の研修員の友をに早くはいっくよを希望したいと思っております。



赤ちょうちんと 高級酒場

徳山支部
宮崎晴雄

小生は酒を飲むのが好きである。仕事を終えて帰るに、どうしても真つすぐ帰る気がしない。四時頃になると、そわそわしはじめる。この日の夜の部のスケジュールを組まなければならぬからである。

少し前までは、マーシャン仲間を集めて、マーシャン道場を開いていたのであるが、金を掛けるので人間関係がまずくなり、友達を失う結果になりかねない。そのようなこともあって、マーシャン道場は閉鎖してしまつた。かといつて、毎日毎日、酒を飲む友を探すのはマーシャンのメンバーを探すのよりまだ難しい。そこで、仕事にかこつけて、自ら悪友となり、人を引っ張り出しては

酒を飲むわけであるが、その飲み方、また飲む場所についての話をしてみたい。

まず、酒を飲む目的から考えてみると、酔払って気持ちが良いなればよいのである。では、どういう場所かと言え、安い方からいうと、屋台、おでん屋、焼鳥屋、小料理屋、スナック、キャバレー、料亭、クラブの類となるかと思うが、どのような店で飲んでも酔払うという目的は一応達せられる。

目的が達せられる以上、どこで飲んでも一緒かというところでもないのである。屋台、おでん屋、焼鳥屋等になると、扱う品物が当然安いので、相当の量を売らないとならない。このような店は当然薄利多売をするわけであるが、店にも相応の利益が必要であろうから、仕入れにしてもどうしても安く仕入れなければならぬ。それができない時は、悪い品物でもしょうがないと思うのが普通であり、飲みに行く方も腹具合が悪くなるようではいけないが、少々のことでは我慢する。

一方、ある程度高級な店で飲む場合はどうかというところ、もちろんふところ具合も計算しながら飲むわけであるが、料理を見ても、一見しておいしそうに見えるし、高そうにも見える。店の構えもいいし、ホステスも若くてきれいな人が置いてあり、客としては一応満足感にひたれる。

酔払っても気持ち良く酔えて、飲み過ぎたり、悪酔いして、「戻す」ようなイメージは全くない。

この両者を比較しながら考えてみると、第一の目的である酔うことは達せられる。

第二に、安い店で飲んだ場合、事故があった時どうなるかという問題がある。安い店はそれなりの資金しかない場合が多く、保障してもらえないかどうか疑問であり、他の者がそれを知らなくても安い店で飲んだのだから当然ぐらいにしか思わない。しかし、ある程度名の通った店であれば、事故も少ないであろうし、店の名も店主の名も惜しいし、保障には十分応じてくれると思われる。

第三に、酒飲みの中には、酔えばいいのだから、何も高い店で無駄使いすることはないと、思う人がずいぶんいると思う。これは高いというイメージをもたず店が悪い。料金に見合っただけの満足感を客に与え、「ああ、よかつたなあ」と思わせなければならぬ。

では、この話をそっくりそのまま土地家屋調査士にあてはめてみたらどうだろう。

土地家屋調査士（以下調査士と略させてもらう）には、建築士のように一級、二級というのがなく、資格の上からは皆平等である。仕事をしても、まあだいたい似たり寄ったりの仕事はするのでしょうが、あえて

分類してみると、良い調査士とは、

第一、良い技術をもって、正しい仕事をやる。いくら良い技術を持ち民法、不登法等の知識を持ち合わせていても、客の不当な要望にこっぴで間違つた仕事を決してしない。できない仕事はできない。してはいけない仕事はしないとキツパリと断られる人。良い仕事をしてあげて、客に満足感を与えることのできる人。

第二、調査士としての品位が保持できる人。もちろん業務上の品位だけでなく、業務を離れた個人としての品位をも保持できる人。

第三、調査士会の発展に寄与する人。会の行事に積極的に参加し、会の発展のためにつくす人。

だいたい以上のような人は良い調査士とされるであろうが、逆に良くないと思われる人もある。

この良くないと思われる人の場合、良い調査士の条件の全く逆を行くわけであるが、それにつけ加えて、受託を増加させるためには見境もなく何でもかんでも請負い、少々無理な仕事でも処理してしまう。

仕事をしないと金にならないからだろう。しかも苦勞した仕事の割に非常に報酬が安い。その上危険がつきまとうことも多い。客にしたって他の調査士事務所と断わられた人や悪質な宅建業者などが多くなつてくる。

測量の間違い、筆界の誤りのよう

に自己の責任における誤りの他に、申請人、立会人のうその申出による誤り等についても、すぐにはわからないことが多く、四と五年先にならないと出て来ない。その誤りを是正しようとしても、所有権の移転が為されたり、抵当権の設定がされたら、依頼主が居なくなったりして、踏んだり蹴ったりの状態になることもある。

不動産屋仲間が話すのを聞いたことがあるが、「何々調査士の所に行ったら、まあ何と安い。しかも、モチはダンゴにでもなる。桃太郎や孫悟空(注、キャバレーの店名で三、四千円で飲み放題、二、三時間粘れる)」と一緒だ。」といった。飲み屋と調査士を一緒にされたことは頭にきたが、おもしろい表現である。

同じ建物の設計図を書いてもらっても、センスのある一級建築士に書いてもらうと、どことなくイメージも違うし、材料、使用する製品にも気を配ってあり、一応満足はいく図面となっている。

また飲み屋でも、一流の店でおでんが出て、おでん屋で食べるのは、また格段の味の差があるのと同じように、味のある調査士にならないければいけないと常々思っている。

新入会員紹介

新入会員の皆様方にアンケートしました。今回は次の方達です。

。岩国支部 難波文雄

。山口支部 松江利夫

。萩支部 柴田敏明

。徳山支部 磯村修一

。山口支部 吉次信乃

。安ケート項目

①私の特技・趣味

②事務所の紹介

③調査士会の印象及び要望

④土地家屋調査士としての抱負

岩国支部

難波文雄

三十三才

① 特技と言えるものはこれと言っておりませんが、趣味は多く自分でも困っています。現在の趣味は、ジョギングと体力づくり。毎日10キロから15キロをゆっくりと走り込んだ後にバーベル・ダンベル等で体力をつくっています。目的は、フルマラソンを走る為と、測量の際にバテないようにする為です。

② 柳井市大字柳井二六一六番地の

七

私が現在使用している事務所は、一級建築士である兄が設計し、昭

和五一年に建築されたもので内部もゆったりとしており、色調も緑を主に使った大変眼の為に良い建物です。柳井出張所にも徒歩で五分位と近く、又近所には、中央フールドと総合雑貨の順天堂という店もあり便利の良い、環境の良い場所です。現在は、父と母と弟、それに補助者の女性ひとり私とでやっています。

③ 本部総会及び支部総会と出席し、調査士の年令層の幅にビックリしました。二〇才代から七〇才代以上まではおられるように感じましたが、最高令者の方はどの位の人なんでしょうか？第一の印象は以上のようなものです。

又要望と言われましても入会してまだ日も浅く、一日の仕事が一杯の状態なのですぐに思いつきませんが、どんどんと研修会等を開催してもらいたいと考えています。

④ 試験には合格したとは言っても、まだまだ不勉強な点の方が多いので、研修会や勉強会等積極的に参加し、他の調査士の方々の良い点を吸収できるようにしていきたいと思えます。

又、調査士の業務には体力を必要としますので、日頃から健康に留意し、人に負けない体力を保てるよう努力します。

岩国支部

松江利夫

六十八才

① 読書・書道・囲碁

② 岩国市大字小瀬六六三三四小瀬川畔

補助者 佐伯裕志

電話(〇八二七五)

三十七六二五

③ 現在のところありません。

④ 依頼者に対し親切丁寧迅速

山口支部

柴田敏明

三十三才

① 特技と言えるほどのものはありませんが、自動車の運転が好きで、普通・大型・大型特殊・牽引と、一種免許は全部取得しました。大型のトレーラー等はほとんど運転する機会がありませんので、ラジコンのトレーラーを買って楽しんでいきます。

② 阿武郡阿東町大字地福下一二〇

一番の地

自宅のそばの十二才ほどの小さな事務所です。

補助者は欲しいとは思いますが、仕事量もまだそれほどありませんし、主に経済的な理由から、置くに至っておりません。測量等必要な時にアルバイト的にたのんでいきます。

電話は、ホームテレホンを設置して、自宅でも受けられるようにしています。

③ 以前は、島根会の津和野で開業していたのですが、本部から遠いというせいもあったのか、何となく取り残されたような感じがあったのですが、こちらはなかなか積極的に活動されているように感じます。

④ 地域にしっかりと根をおろして、誰からも信頼されるような調査士になりたいと思っています。

萩支部

澤村 修一 三十二才

① 剣道五段・柔道二段・フィート式パチンコ・旅行

② 長門市市役所通り（東深川一三五七番地）
電話 二一四二〇三

二一〇九四七

③ まず第一にお客さんの立場で物事を考え登記事務がスムーズに行なえるよう努力してほしいと思います。

④ 国民の権利の明確化に寄与できるように努力したいと思います。

徳山支部

磯村 美樹 三十三才

① ゴルフ・油絵・釣

② 徳山市新町二丁目二十四番地

父の代よりの事務所で、調査士、司法書士兼業の兄との合同事務所。女性補助者一名、時に妻が留守番。

③ 現在要求される調査士業務は、男性補助者なしに、土地測量などは不可能に近い現状、補助者制度は早急に改善すべき点ではないかと思っています。

④ 信頼される調査士となるよう努力を重ねていきたいと思っています。

山口支部

吉次 信乃 六十一才

① 自分を売り込む（悪い意味でなく）とき、履歴書を書くとき、特技趣味といった私の本質以外のことで表現することが、私を人に知らしめる極めて有効な手段であることに、私自身が強い反発を感じながらも、それに替わるべき有効な手段が無い以上、それに従わざるを得ない矛盾に苦笑せざるを得ません。私は私の売込に先ず私の本質のようなものを申し上げます。

一口で表現すると、なんの変哲もない小心で、能率の悪い技術屋さんであるということです。そのくせ、絶えず何かをしようと実効のあがらない努力をしている男ということかもしれせん。

いまは、マイコンを私自身の仕事に結びつけることができなかと考えています。

さて、本題の特技趣味ですが、特技なく、他人様に話せる趣味もない人間です。

現在は務めをやめ、自分で仕事を始めたので少々時間もあるので、囲碁に集中するか、ゴルフにするか選択に迷っている最中です。人並になるには出発があまりにおそすぎました。

② 防府市大字横松六七七番地の七知人に防府市市役所の真正面の知人の事務所を提供するから……有難い話もありましたが、諸般の事情から拙宅を事務所としました。

今九月ばかり増築して既設の応接室と合併、事務所とすることにしました。

電話 二九一一一七〇

③ 県調査士会総会に出席した印象から、調査士会の構成会員には、その業務内容に相当のひらきがあり、同時に能力的にもかなりのバラツキがあると思われる。

県調査士会はこれらのひらきなりバラツキを少なくする努力をすべきと考えます。

その方途の一つとして業務の内ハードウェア的性格業務は協業化して、例えば測量製図について言えば、データーを持込めば図面

ができあがるまでの施設設置の指導援助を会へ望みます。調査士の業務はデーターを得るまでの涉外と段取とできあがった製品のチェックが主体であってよいのでは……と考えます。

次に我々新入会員は基本的事項でも判りかねることが多々ありますので、新入会員の指導には格別のご配慮を願いたいものです。

④ 調査士として私自身に何ができ、又何をして来たかその実績もありませんし、抱負は？と聞かれても困ります。

与えられた業務を一生懸命やってみて、そのなかから何ができて、又将来の抱負も生れるものと存じます。

人のまねでない何かをしたいものです。



会 務 報 告



- 二月 五日(金) 山口県用地課との協議会 (於会館)
- 八日(月) 中B合同部会 (於岡山市)
- 一二日(金) 企画部会・登記課との協議会 (於会館)
- 一三日(土) 公職委員会 (於会館)
- 一七日(水) 企画委員会 (於会館)
- 一九日(金) 綱紀委員会 (於会館)
- 二五日(木) 総務部会 (於会館)
- 三月 四日(木) 広報部会 (於会館)
- 理 事 会 (於会館)
- 綱紀委員会 (於会館)
- 公職研究会 (於東京部)
- 総務部会 (於会館)
- 表示登記の日 無料相談所開設 (県下九会場)
- 四月 一日(木) 経理部会 (於会館)
- 監 査 会 (於会館)
- 三者協議会 (於会館)
- 部 長 会 (於会館)
- 理事会・支部長会 (於会館)
- 企画部会 (於宇部市)
- 中B会長会 (於岡山市)
- 会長・副会長会 (於会館)
- 三〇日(日) 定時総会 (於山口農商工会館)
- 五月 一日(火) 企画部会 (於宇部市)
- 一八日(火) 中B会長会 (於岡山市)
- 二六日(水) 会長・副会長会 (於会館)
- 三〇日(日) 定時総会 (於山口農商工会館)

会 員 異 動 状 況 報 告

一、入 脱 会 状 況

支部	氏名	異動年月日	入・脱会	事 務 所
山口	吉次信乃	五七、二、一八	入 会	防府市大字植松六七七の四
岩国	難波文雄	五七、二、一〇	入 会	柳井市大字柳井二六一六番地の七
〃	大森正秀	五七、二、二二	入 会	柳井市大字柳井二五五八番地の七
〃	松江利夫	五七、二、一五	入 会	岩国市大字小瀬六六三―四
〃	米谷 忠	五七、三、 八	入 会	熊毛郡平生町大字平生町二一七番地
下関	舟坂兵治	五七、二、二五	脱 会	
〃	垣内 茂	五七、三、 一	脱 会	
宇部	河崎正則	五七、四、 一	入 会	宇部市中央町三丁目一二番一号 柳大和内
徳山	山本貞夫	五七、五、 一	脱 会	

二、そ の 他

支部	氏名	異動年月日	異動事由
徳山	久野 操	五七、三、二二	事務所変更
〃	原田美三男	五七、四、二五	〃
萩	片山修一郎	五七、五、 一	〃
徳山	松原 英夫	五七、五、一五	〃
〃	松本憲太郎	五七、五、二四	〃
下関	山本 智	五七、五、二四	〃

行 事 予 定

月 日	日 時	会 場
六月 一〇日(木)	日 調 連 総 会	於 東 京
二六日(土)	企画委員会	於 会 館
二六日(火)	三者協議会	於 会 館
七月 六日(火)	理事会・支部長会合同会議	於 会 館
一六日(金)	新入会員研修会	於 会 館
二五日(日)	司 調 観 陸 開 基 大 会	於 会 館
八月 二九日(日)	ソフ ト ボー ル 大 会	於 会 館
十月 二四日(日)	ソフ ト ボー ル 大 会	於 山 口 農 高 グ ラ ウ ン ド (小 郡)

(表紙写真説明)

毛利邸庭園

(防府市多々良二丁目)

毛利邸は旧防長藩主(萩藩主)毛利氏の邸宅で多々良山麓にあって、防府市街・瀬戸内海を一望に見渡す景勝の地に建立されており、書院造り様式の豪壮な邸宅で自然の美に配する。明治・大正の建築、造庭の技術の粋をつくし当時の頂点をゆく規模雄大な日本建築・庭園であり「名勝」に指定されている。

編集雑記

◎研修だよりの投稿のとおり各種研修会参加者もそれぞれ精一ぱい努力されておられる様子、担当関係者の方々も面期的な企画をどしどし計画されますことを期待しております。と共に会員一人一人も率先して参加・協力しましょう。

◎「土地と境界」と題して徳山支部の原田会員から、今回号より四回に亘って連載していただくことになりました。よろしくお願いいたします。

◎今回と次回にわけて「新入会員紹介」をいたします。

業務に関して何かとわからないことが多いこととお思います。先輩の諸先生方のよろしき御指導をお待ちしております。

◎次号では「新入会員紹介」以外の

新企画をいたしております。御期待下さい。

◎この度、広報部企画として、ネーム入ガスライターの斡旋を企画致しましたが、多数の申し込みがありました。御協力ありがとうございました。

その製品も近々お届けすることが出来ると思っております。

今後とも、色々な広報企画を考えておりますが良いアイデア、意見等が有りましたら広報部までお知らせください。

◎会報「やまぐち」で質問コーナーを企画しております。その後質問の投稿が少ないようです……

どんな内容でも結構です、ハガキ・TEL等で広報部、事務局まで投稿し利用してください。又掲載記事等の要望がありましたらどしどしご注文下さい。出来るだけ期待に応えたいと考えております。

(編集担当 宮崎・清水)